

# 新潟民商

新潟民主商工会  
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14  
電話 (243) 0141  
25年 9月 8日

## 事前通知なし 不当な税務調査に対し 税務署交渉 — 女池支部

7月以来、税務調査が頻発しています。先日、税務署から「調査したいことがあるので、今月中に時間を作ってもらいたい。税務署に来てもらっても良い」との電話を受けたと、女池支部の会員から事務局へ報告が入りました。その電話の際、署員は自身の名前すら名乗らず、事前通知義務も励行していませんでした。調査を受ける側にも、納税者の権利がある事などを複数回の打ち合わせで確認し、8月20日、野上会長らと共に税務署に赴き、不当な税務行為を受けたとして請願法第五条に基づき、税務調査の是正を求める請願書を総務課長に手渡し、交渉を行いました。



当事者の会員からは、仕事の予定が立て込んでいる事情を伝えても、調査日程を決めないとなかなか電話を切れない雰囲気だったことや、何のための調査なのかと常に不安を感じ仕事にも支障をきたしている事なども伝え、適正手続きを欠いた調査は行なわれないよう訴えていました。

野上会長からは「国税通則法に定められている税務調査での事前通知は、署員には義務を課し納税者には通知を受ける権利を保障している。



全ての納税者に適用されなければならない。事前通知が1項目でも欠ける調査は適正手続きを欠いた違法調査だ」と訴え、税務運営方針を厳格に遵守し、納税者の権利を守った税務運営をするよう求めました。

### 日程

- ・ 9月15日(月) 新潟県母親大会
- ・ 9月17日(水) 三役会
- ・ 9月18日(木) 婦人部三役会

## 令和7年税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

税制改正により、所得税の「基礎控除」「給与所得控除」の見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。令和7年分の年末調整や確定申告に適用されます。「特別親族特別控除」  
居住者と生計を一にする19歳〜22歳の親族で合計所得金額が58万円〜123万円の人がいる場合に控除が受けられます。左記の表のとおり、所得で控除額が変動するので注意してください。

### 【特定親族特別控除額】

| 特定親族の合計所得金額<br>(収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>(注)</sup> ) | 特定親族特別控除額 |
|--------------------------------------------------|-----------|
| 58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)                    | 63万円      |
| 85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)                    | 61万円      |
| 90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)                    | 51万円      |
| 95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)                   | 41万円      |
| 100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)                  | 31万円      |
| 105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)                  | 21万円      |
| 110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)                  | 11万円      |
| 115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)                  | 6万円       |
| 120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)                  | 3万円       |



## 税金対策部会を開催

お盆明け以降事前通知の11項目のない無予告による税務調査が増え続けていることも受け、税金対策部会を開催しました。

まず初めに税金対策部長の野上さん（行政書士）、三役渡部さん（建築業）より「新型コロナウイルス感染症が5類となって以降、税務調査が増える傾向にあり、立て続けに税務調査が入っています。納税者の権利を学び、納得の行くまで主張しましょう」と開会の挨拶が行なわれました。



その後、税務運営方針・自主計算パンフレットの読み合わせが行われました。参加した方から今の調査の様子が出され合いました。交流の中では「最近の税務調査では経費の否認が増えている」、「初めての調査でとても不安」などの声が聞かれました。今後も繰返し「自主計算パンフレット」などを活用し、更に納税者の権利を学び、役員立会いで税務調査に臨みます。

## シリーズ商売頑張る 掲載希望者随時募集中！

毎週発行の「赤粋ニュース」にあなたのことを掲載しませんか。商売のことを中心にお店のPRや民商の会員になったきっかけなど掲載します。投稿希望の場合は記事の他に写真もあわせて送付いただくようお願いします。



### 送り先アドレス

[minsyo@gamma.ocn.ne.jp](mailto:minsyo@gamma.ocn.ne.jp)

※ 投稿する前に事務局ニュース担当まで連絡をお願いします。パソコンが使えない場合は事務局が取材に伺います。

## 誕生日プレゼント訪問&会外訪問 関屋支部

7月から、誕生日プレゼント第2弾開始。今回はフルーツジュース&お花です。7月に曾川支部長が訪問した際には「ちようどいいところに来てくれた！冷蔵庫の処分に困っていたの」と喜びの声。8月は「妻が入院してしまった」「客数に波がある。ご飯やみそ汁などかわりを制限せざるおえなかった」と会員の状況を知る機会になっています。



会外は、イタリア料理店で「初申告を自分でやったが消費税申告の選択を誤り、還付にならなかった。介護しなければならなくなり、ランチ営業をお休みしている」ピザ屋では「キッチンカーでも営業しているが、夏場はお休み。LPガスだがそんなに使っていない」ジェラート店は「製造し卸していたが、店を構えた。猛暑だが大盛況とまではいかない。まだ知名度不足かな」と対話が弾み、LPガス補助金・民商をアピールして来しました。

## 所得税法第56条の廃止に向けて 新潟民商婦人部

婦人部は、9月の新潟市議会へ「所得税法第56条廃止の意見書を国へ提出するよう求めること」について、陳情を提出することにしました。まずは、市議会各会派を訪問することになりました。

29日、和合通子婦人部長、渡辺照子副部長と事務局で各会派を訪問しました。意見書と全婦協が作成したパンフレットを渡しました。すべての会派に合うことができ資料も受け取っていただきました。22日に意見書の趣旨説明を和合通子婦人部長が行います。

「所得税第56条の廃止をもとめる請願」「国保に傷病手当、出産手当を給付する制度の確立をもとめる」二つの署名に取り組んでいます。24日の業者婦人決起集会に行き、国会へ届けます。